

地域審議会に関する主要項目（案）

（設置期間）

地域審議会を設置する期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の指定があった場合においては、当該指定の日の前日までとする。指定日以後は、行政区ごとに審議会に代わる新たな附属機関を置くものとする。

（所掌事務）

審議会は、その所管する区域（以下「所管区域」と言う。）に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- （1）合併建設計画の執行状況
 - （2）合併建設計画の変更
 - （3）所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項
 - （4）その他、市長が必要と認める事項
- 2 審議会は所管区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組 織）

審議会の委員は、30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、所管区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
- （1）公共的団体等を代表する者
 - （2）学識経験者
 - （3）公募により選任された者

（任 期）

委員の任期は2年とする。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。

地域審議会の先行事例について

他都市の事例

都市名 項目	大船渡市 (大船渡市・三陸町)	新居浜市 (新居浜市・別子山村)	加美町 (中新田町・小野田町・宮崎町)	南アルプス市 (八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町)	あさぎ町 (上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村)	周南市 (徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町)	対馬市 (厳原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町)	阿賀野市 (安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村)
合併年月日	平成13年11月15日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月21日	平成16年3月1日(予定)	平成16年4月1日(予定)
合併方式	編入	編入	新設	新設	新設	新設	新設	新設
議員の取扱	在任特例	在任特例	在任特例	在任特例	在任特例	在任特例	在任特例	在任特例
合併後人口	約5万人	約13万人	約3万人	約7万人	約2万人	約16万人	約4万人	約5万人
設置期間	平成13年11月15日から平成24年3月31日まで	平成15年4月1日から平成25年3月31日まで	平成15年4月1日から平成25年3月31日まで	平成15年4月1日から平成25年3月31日まで	平成15年4月1日から平成25年3月31日まで	平成15年4月21日から平成25年3月31日まで	合併の日から平成26年3月31日まで	合併の日から平成26年3月31日まで
所掌事務	合併建設計画の変更及び執行状況、ふるさと創生基金の用途並びにその他市長が必要と認める事項	新市建設計画の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項	・新町建設計画の変更に関する事項 ・新町の基本構想の作成及び変更に関する事項 ・その他町長が必要と認める事項	・新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項 ・新市の基本構想及び各種計画の策定・変更に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項	・新町建設計画の変更及び執行状況に関する事項 ・地域振興のための基金の活用に関する事項 ・新町の基本構想の作成及び変更に関する事項 ・その他町長が必要と認める事項	・新市建設計画の変更及び進捗状況に関する事項 ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項 ・その他新市の長が必要と認める事項	・新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項 ・地域振興のための基金の活用に関する事項 ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項	・新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項 ・新市の基本構想及び各種計画の策定及び変更に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項
組織	15人以内 (1)公共的団体の役職員 (2)学識経験者 (3)公募により選任された者(3人以内)	7人以内 (1)公共的団体の役職員 (2)学識経験者 (3)公募により選任された者(3人以内)	15人以内 (1)区長 (2)公共的団体に属する者 (3)学識経験を有する者 (4)公募により選任された者(3人以内)	20人以内 (1)市議会の議員 (2)公共的団体等を代表する者 (3)学識経験者	15人以内 (1)区長 (2)農林業団体、商工業団体に属する者 (3)社会教育及び学校教育の団体に属する者 (4)青年、女性、老人を構成員とする組織に属する者 (5)社会福祉に係る者 (6)消防団員 (7)学識経験を有する者	15人以内 (1)公共的団体等を代表する者 (2)学識経験者 (3)公募による者	15人以内 (1)区長(駐在員) (2)農林水産業団体、商工業団体に属する者 (3)社会教育及び学校教育の団体に属する者 (4)青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者 (5)社会福祉に係る者 (6)学識経験を有する者	16人以内 (1)自治体の区長等 (2)農林業団体又は商工業団体に属する者 (3)教育又は文化に係る分野に属する者 (4)福祉又は衛生に係る分野に属する者 (5)環境保護に係る分野に属する者 (6)その他、識見を有する者 ただし、各分野、各年代及び性別を含め地域全般からの意見の集約を図ることができるよう、均衡に配慮すること。
任期・失職	2年 ただし、設置区域に住所を有しなくなったときは失職	2年 ただし、設置区域に住所を有しなくなったときは失職	2年 ただし、再任されることができる	2年 ただし、当該区域に住所を有しなくなったときは失職 再任は妨げない	2年 ただし、再任されることができる	2年 ただし、再任は妨げない	2年 ただし、再任は妨げない	2年 ただし、再任は妨げない 市長は、委員がその要件を欠くに至った場合は、委員の委嘱を解くものとする。
会長・副会長	委員の互選による副会長2名	委員の互選による	委員の互選による	委員の互選による	副会長なし 会長のみ委員の互選による	委員の互選による	委員の互選による	委員の互選による
会議	・会長が招集 ・会長が議長 ・過半数の出席で成立 ・議事は、過半数で決する。可否同数は、議長が決する。 ・原則公開	・会長が招集 ・会長が議長 ・過半数の出席で成立 ・議事は、過半数で決する。可否同数は、議長が決する。 ・原則公開	・会長が招集 ・委員の1/4以上の請求で開催 ・半数以上の出席で成立 ・会長が議長 ・議事は、過半数で決する。可否同数は、議長が決する。 ・原則公開 ・会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。	・会長が招集 ・委員の1/4以上の請求で招集 ・1/2以上の出席で成立 ・会長が議長 ・議事は、過半数で決する。可否同数は、議長が決する。 ・会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。 ・原則公開	・町長が招集 ・毎年2回以上開催 ・委員の1/4以上の請求で開催 ・半数以上の出席で成立 ・会長が議長 ・会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。	・新市の長が招集 ・委員の1/4以上の請求があるときは招集 ・毎年度、開催 ・1/2以上の出席で成立 ・会長が議長 ・会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。 ・会議は公開 ・議事は、大方の賛同で決する。	・会長が招集 ・毎年2回以上開催 ・委員の1/4以上の請求で開催 ・半数以上の出席で成立 ・会長が議長 ・会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。	・市長からの要請を受け会長が招集 ・年1回以上開催 ・委員の1/4以上の請求があるときは市長に通知し、会議を招集 ・半数以上の出席で成立 ・会長が議長 ・議事は、過半数で決する。可否同数は、議長が決する。 ・会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。 ・原則公開
※委員報酬額	6,600円/日	5,000円/日	7,200円/日	会長 7,500円/日 委員 7,000円/日	会長 4,700円/日 委員 4,400円/日	5,900円/日	未定	未定

※地域審議会の設置に関する協議においては規定せず